

横浜市立大学国際商学部教授会規程

制 定 平成31年4月1日規程第15号

(構成)

第1条 国際商学部教授会（以下「教授会」という。）は、国際商学部の専任教員をもって組織する。

(議長及び招集)

第2条 国際商学部長（以下「学部長」という。）は、教授会を招集し、その議長となる。

2 教授会は、月1回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に召集することができる。

(定足数)

第3条 教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第4条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第5条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること。
- (2) 学部運営会議から付議された、学部の教育等に関すること。

(委員会)

第6条 教授会は、必要がある場合には、各種の委員会を設けて審議事項の調査研究を委託することができる。

2 委員会は、委託事項を調査研究し、その結果を学部長を通して教授会に提出しなければならない。

(その他)

第7条 教授会の運営、手続等については、別に定める。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。